

備蓄計画・協定の締結状況について

1 備蓄計画の見直しについて

本市では、平成26年3月に「京都市備蓄計画」を策定し、大規模災害発生における被災者用の備蓄物資の充実に取り組んでいる。平成31年3月には、アレルギー対応の食料や、断水時でも摂食可能な食料の導入、し尿処理体制の充実などを行っており、令和6年5月には、令和6年能登半島地震における教訓も踏まえ、液体ミルクやペーパー歯磨きの導入など、備蓄物資の品目の更なる拡充を行った。

備蓄物資の品目の拡充（令和6年度～）

- 液体ミルク（※1）、離乳食、ペーパー歯みがき、おしり拭き、蓄電池、凝固剤（※2）

※1 粉ミルクから切替え ※2 数量を拡充

2 避難所における段ボールベッド及び間仕切りテントの拡充について

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について、国の検討ワーキンググループが令和6年11月に報告書をまとめるとともに、令和6年12月には、避難所の生活環境の向上に向け、国の指針等が改定された。また、合わせて、避難所の生活環境の改善に係る地方自治体の取組を支援する新たな交付金が創設された。

本市としても、国新的な交付金等を活用し、避難所環境を改善し、災害関連死を防止するため、高齢者や障害者等、避難生活に特に配慮が必要な方を対象に、段ボールベッド・間仕切りテントの整備に取り組んでいる。

避難所運営資機材の拡充（令和7年度～）

- 段ボールベッド、間仕切りテント

3 防災協定の締結状況について

本市では、災害発生時における物資の提供、避難所運営や帰宅困難者への支援など民間企業等と防災協定を各局区において締結している。

また、能登半島地震以降、改定された避難所の生活環境の向上に向けた国の指針を踏まえ、平時から民間団体等と更なる連携の強化を図るため、防災協定の拡充に取り組んでいる。

令和7年に締結した主な防災協定

① 物資に関する協定（7件）

災害発生時、物資等の支援を通じ、被災者の生活の安定を図ることを目的とし、協定を締結。

洛西紙工株式会社 (R7.2.10)、株式会社レティシアン (R7.3.27)、
特定非営利法人ボランタリー・アキテクツ・ネットワーク (R7.4.1)、
京都府紙器段ボール箱工業組合 (R7.6.5)、株式会社山久 (R7.7.24)、
スギホールディングス株式会社 (R7.9.4)
NPO 法人コメリ災害対策センター (R7.9.18)

② 福祉避難所の事前指定に関する協定（5件）

被災された高齢の方や障害のある方等が、より設備環境が整った福祉避難所で安心して避難生活を送ることができるよう福避難所を事前に指定する協定を締結。

社会福祉法人京都西陣福祉会 (R7.1.17)、特定非営利活動法人 りづむ (R7.3.4)、
医療法人古川医院デイ・ケア (R7.3.13)、株式会社ココカラミライ (R7.3.17)、
(株) キヨウクル (R7.7.30)

③ 被災者相談業務に関する協定（2件）

災害発生時、被災された方が、行政手続を円滑に進め、行政手続に関する相談を経済的負担なく受けることができるよう、被災者支援を目的とした協定を締結。

京都司法書士会・一般社団法人京都公共嘱託登記司法書士協会 (R7.3.4)、
京都府行政書士会 (R7.8.19)

④ その他協定（帰宅困難者支援等の協定）（4件）

医療法人社団洛和会 (R7.1.30)、さつき株式会社・株式会社日本HP (R7.3.25)、
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 (R7.4.14)、
株式会社セレマ・聚楽社会福祉協議会 (R7.5.9)

合計：18件